

## ＜特別の寄与に関する処分調停(審判)を申し立てる方へ＞

### 1 概要

相続人ではない被相続人の親族で、労務の提供により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者（これを「特別寄与者」といいます。）は、相続人に対し、寄与に応じた額の金銭（これを「特別寄与料」といいます。）の支払を請求することができます。この特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき又は協議をすることができないときには、家庭裁判所の調停又は審判の手続を利用することができます。

調停手続を利用する場合は、特別の寄与に関する処分調停事件として申し立てます。調停手続では、調停委員会が、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出していただいた上で、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指した話し合いが進められます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続（通常は遺産分割審判が係属中の場合は、遺産分割審判と特別の寄与に関する処分審判が併合して行われます。）が開始され、裁判官が、双方からお聴きした事情や提出された資料等一切の事情を考慮して、審判をします。

審判を申し立てた場合でも、調停手続が先行することがあります。

※ 令和元年7月1日より前に開始した相続については、この申立てはできません。

### 2 申立人

被相続人に対して、無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者、相続人の欠格事由（民法891条の規定）に該当する者又は廃除によってその相続権を失った者を除く。）

### 3 申立期間

申立ては、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときはすることができないとされています。

### 4 申立先

調停の場合は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。

審判の場合は、相続開始地（被相続人の最後の住所地）を管轄する家庭裁判所となります。ただし、調停・審判いずれについても、相手方との間でどこの家庭裁判所で行うかについての合意ができており、申立書と共に「管轄合意書」を提出された場合には、その合意された家庭裁判所で手続をします。

### 5 申立てに必要な費用

- 収入印紙（申立手数料）：申立人1人につき、1,200円（ただし、相手方又は被相続人が2人以上の場合は「収入印紙1,200円×相手方の人数×被相続人の人数」）
- 郵便切手
  - (1)特別の寄与の申立てのみの場合：2,080円×当事者数〔(500円×2枚, 84円×5枚, 50円×10枚, 10円×10枚, 5円×10枚, 1円×10枚) ×当事者数〕
  - (2)遺産分割調停が先行している場合：290円×当事者数〔(84円×2枚, 50円×2枚, 10円×2枚, 1円×2) ×当事者数〕

### 6 申立て時の提出書類等とその取扱い

- (1) 申立て時の提出書類等

- ①申立書 裁判所提出用 1 部＋相手方全員の人数分  
→ 申立書は、法律の定めにより相手方全員に送付しますので、裁判所用、相手方用（全員分）、申立人用の控えを作成してください。
- ②現住所及び送達場所等の届出書 1 部
- ③進行に関する照会回答書 1 部
- ④事情説明書 1 部
- ⑤申立人が親族であることが分かる戸籍謄本、相手方が相続人であることが分かる戸籍謄本（全部事項証明書）
- ⑥被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）  
※同じ書類は 1 通で足りません。  
※申立人、相手方の戸籍謄本は、3 か月以内に発行されたものを提出してください。

## (2) 資料等の提出方法

- ・ 調停（審判）では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会（裁判官）の指示に従って提出してください。
- ・ 書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー 1 部を提出するとともに、調停（審判）期日にはご自身用の控えを持参してください。  
他の当事者に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用のコピー 1 部及び他の当事者用のコピー（他の当事者が複数の場合には全員分）を提出するとともに、調停（審判）期日にはご自身用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に他の当事者に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び他の当事者用のコピー全てにつき同様に作成してください。）
- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載した上で、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、他の当事者の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。  
※「書類を作成される方へ」を参照してください。

## (3) 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写申請が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請がなかったり、申請はあったが許可されなかった書類等であっても、閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。これは、最初から審判を申し立てた場合も同様です。